

◇臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のための特別休暇を取得することができる期間を改めることにしました。
- 2 この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部人事課)